破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２８３号
さいたま市西区大字指扇640番地２　並木貸家２号室
債務者　小島　　恵
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２８４号
埼玉県戸田市喜沢１丁目31番地の34
債務者　任　　泰子（旧姓西野）
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―22―105、旧住所埼玉県上尾市大字上1091番地19
債務者　山内　三男
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―22―105
債務者　山内　カヨ
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３１８号
埼玉県川口市東川口６丁目16番17号　コーポワカバ201号
債務者　山口　　毅
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
さいたま市緑区大字中尾1600番地６　ハイツニシヤマ101号室
債務者　三好　功一
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
埼玉県本庄市今井353番地７
債務者　柴崎　正敏
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第６８号
愛知県岡崎市舞木町字小井沢９番地２　愛恵園
債務者　西村　隆次
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
愛知県豊田市花園町塩倉３番地８
債務者　近藤八重子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月１日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２３５２号
札幌市東区北33条東12丁目１番15号　フィル・ウッド102号
債務者　後藤　順子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８２号
札幌市豊平区月寒中央通10丁目５番２―201号
債務者　菊池　　仁
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８６号
札幌市中央区南10条西７丁目７番１号　共愛マンション10号
債務者　東谷　秀洋（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９４号
札幌市豊平区月寒西２条６丁目４番21―301号
債務者　捧　　諒
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３８号
札幌市西区発寒３条４丁目４番６号
債務者　佐藤紀久子
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５４９号
札幌市手稲区富丘２条３丁目７番９号　コムサⅠ―102号
債務者　笠松　隆太
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２５号
札幌市北区北27条西９丁目５番26号　シティーハイツ27―106号
債務者　菊田　春美
1　決定年月日時　平成27年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月２日まで札幌地方裁判所民事第４部